

見積り依頼仕様書

1 件名

京都市まちの美化推進事業団Instagram配信業務

2 目的

京都市まちの美化推進事業団（以下、「事業団」という。）の活動及び会員企業・団体のPRを行うとともに、新たに清掃活動に取り組む企業等の参画を促進することを目的に、令和6年度に開設したInstagramをより多くの人に見てもらえるような配信を行う。

3 配信内容

①定例清掃活動など事業団主催の美化活動の報告（月4回）

※事業団から提供されたテキスト及び画像を、より多くの人に見てもらえるよう編集を行ったうえで投稿すること。

※投稿には、ハッシュタグ等を活用し、より多くの人にPRを行うこと。

※テキスト及び画像の提供日から一週間以内に投稿すること。

②Instagram広告の投稿

※上記①を広告として投稿すること。

※令和6年度に作製した事業団PR動画を月1回広告として投稿すること。

※広告予算は、1投稿につき3,000円以上とし、広告の掲載期間は、投稿ごとに事業団と調整すること。

※オーディエンス（ターゲット）の設定は、投稿ごとに事業団と調整すること。

4 配信スケジュール

・令和7年12月～令和8年3月

（各月5回、計20回の投稿）

5 参加資格要件について

本件に応募する資格を有する者は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の規定に基づく競争入札有資格者名簿に登録されている者（以下「競争入札有資格者」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公募開始から応募期限の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (2) 京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する京都市内の中小企業、又は京都市内に主たる事務所を有する団体等であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

6 その他

- (1) 業務の進捗状況については、事業団と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 最終的な投稿の内容等については、事業団と協議のうえ決定する。
- (3) 契約者は、本業務の遂行によって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 見積書提出期限

令和7年11月20日（木）

※見積書の宛名は「京都市まちの美化推進事業団」とし、郵送、FAXまたはメールで提出すること。

※見積金額には「税抜・税込」等を明記すること。

※契約に至った場合には、見積書の原本を提出すること。

（契約決定業者にのみ連絡します。）

8 提出先及び問い合わせ先

京都市まちの美化推進事業団事務局（担当 畑中、柳田）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話：075-231-5300 FAX：075-211-0522

メールアドレス：bika-kyo@mbox.kyoto-inet.or.jp